ふちょう温室効果ガス削減アクションプラン　新旧対照表

新	旧
[表紙] （出典は裏表紙に記載） 2021 年 3 月策定 （2023 年 7 月改定、2026 年 3 月改定） 大　阪　府 [目次] 1　計画策定の趣旨　～2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロをめざして～ （１）　地球温暖化問題に関する国内外の動向　・・・・・・・・　1 （２）　大阪府域における気候危機の顕在化と取組　・・・・　1 （３）　計画策定の意義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2	[表紙] 「おおさか環境デジタルポスターコンテスト 2018」サイネージ部門　最優秀賞受賞作品 2021 年 3 月策定 2023 年 7 月一部改定 大　阪　府 [目次] 1　計画策定の趣旨　～2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロをめざして～ （１）　地球温暖化問題に関する国内外の動向　・・・・・・・・　1 （２）　大阪府域における気候危機の顕在化と取組み　・・・・　1 （３）　計画策定の意義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

新		旧	
2　基本的事項		2　基本的事項	
（１）　計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3	（１）　計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
（２）　適用範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3	（２）　適用範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
（３）　対象とする温室効果ガス　・・・・・・・・・・・・・・	3	（３）　対象とする温室効果ガス　・・・・・・・・・・・・・・	3
（４）　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3	（４）　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3　温室効果ガス削減目標		3　温室効果ガス削減目標	
（１）　基本方針・目標設定の考え方　・・・・・・・・・・・・	4	（１）　基本方針・目標設定の考え方　・・・・・・・・・・・・	4
（２）　削減目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5	（２）　削減目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4　温室効果ガス排出量削減目標達成に向けた取組		4　2030 年度の削減目標達成に向けた取組み	
（１）　意識改革・行動喚起　・・・・・・・・・・・・・・・・	7	（１）　意識改革・行動喚起　・・・・・・・・・・・・・・・・	7
（２）　事業における脱炭素化に向けた取組促進　・・・・・・	10	（２）　事業における脱炭素化に向けた取組促進　・・・・・・	9
（３）　二酸化炭素排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進　・・・・・・	18	（３）　二酸化炭素排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進　・・・・・・	16
（４）　輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進　・・・	20	（４）　輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進　・・・	18
（５）　資源循環の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21	（５）　資源循環の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
（６）　森林吸収・緑化等の推進　・・・・・・・・・・・・・・	22	（６）　森林吸収・緑化等の推進　・・・・・・・・・・・・・・	20
5　推進体制及び進行管理		5　推進体制及び進行管理	
（１）　推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23	（１）　推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
（２）　進行管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23	（２）　進行管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
（３）　職員及び各所属の取組の促進　・・・・・・・・・・・	23	（３）　職員及び各所属の取組みの促進　・・・・・・・・・・・	21

新	旧
本取組は、SDGs に掲げる 17 のゴールのうち以下のゴールの達成に寄与するものです。 	（記載なし）
［1　計画策定の趣旨　～2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロをめざして～］ （1）　地球温暖化問題に関する国内外の動向 （略） 我が国においても、2020 年 10 月には、菅内閣総理大臣が、所信表明演説の中で「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざす」と宣言され、国としても地球温暖化対策に総力をあげて取り組む姿勢が示されました。 また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）に基づき「地球温暖化対策計画」が策定されてきましたが、2025 年 2 月に閣議決定された計画では、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46％削減することをめざし、さらに、50％の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60％、73％削減することをめざすこととし、パリ協定に基づき、誠実に対策・施策を講じていく必要があると記載されています。 一方、政府自らが率先して実行するため、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府実行計画」という。）も策定されてきましたが、上記の地球温暖化対策計画と	［1　計画策定の趣旨　～2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロをめざして～］ （1）　地球温暖化問題に関する国内外の動向 （略） 我が国においては、「パリ協定」を踏まえ、2016 年 5 月 13 日に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）に基づく「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することとされています。また、政府自らが率先して実行するため、同日に「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府実行計画」という。）が閣議決定され、政府全体の 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 40％削減、2050 年までに 80％削減することを掲げ、これまで取組みが進められてきました。 今般、世界的な動向を踏まえ、これまで以上に気候変動対策を強化するために、2020 年 10 月には、菅内閣総理大臣が、所信表明演説の中で「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざす」と宣言され、国としても地球温暖化対策に総力をあげて取り組む姿勢が示されました。

新	旧
同日に閣議決定された計画では、2013 年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することが目標とされました。	
（２）　大阪府域における気候危機の顕在化と取組 日本の年平均気温が 20 世紀の 100 年間で約１℃上昇していることに対し、大阪府域では、地球温暖化の影響に加えて、都市部のヒートアイランド現象の影響により、年平均気温は約２℃上昇しています。また、猛暑日や熱帯夜日数の顕著な増加、局地的豪雨や大規模台風による被害の甚大化など気候変動による影響が顕在化しており、すでに気候危機と認識すべき状況となっています。	（２）　大阪府域における気候危機の顕在化と取組み 日本の年平均気温が 20 世紀の 100 年間で約１℃上昇したのに対し、大阪府域では、地球温暖化の影響に加えて、都市部のヒートアイランド現象の影響により、年平均気温は約２℃上昇しています。また、猛暑日や熱帯夜日数の顕著な増加、局地的豪雨や大規模台風による被害の甚大化など気候変動による影響が大阪でも顕在化しており、すでに気候危機と認識すべき状況となっています。
（略）	（略）
さらに、2021 年３月には、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすべき将来像に掲げ、2030 年度までを計画期間とした「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「区域施策編」という。）を策定しました。また、2026 年３月に、地球温暖化対策計画の改定や 2025 年の大阪・関西万博の開催による社会情勢の変化等を踏まえて、区域施策編を改定しました。改定後の区域施策編では、府域の温室効果ガス排出量を 2013 年度からそれぞれ、62%、75%削減することを目指す新たな目標を設定しました。同計画に基づき、すべての主体が一体となって脱炭素社会の実現に向けた取組を積極的に推進していくこととしています。	さらに、2025 年大阪・関西万博の開催地であり、SDGs 未来都市にも選定された大阪府として、経済・社会の持続可能な発展を図りつつ、府民の生命・財産を将来にわたって守るため、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすべき将来像に掲げ、2030 年度までを計画期間とした「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「区域施策編」という。）を 2021 年３月に策定しました。同計画に基づき、すべての主体が一体となって脱炭素社会の実現に向けた取組みを積極的に推進していくこととしています。

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr>
<td>
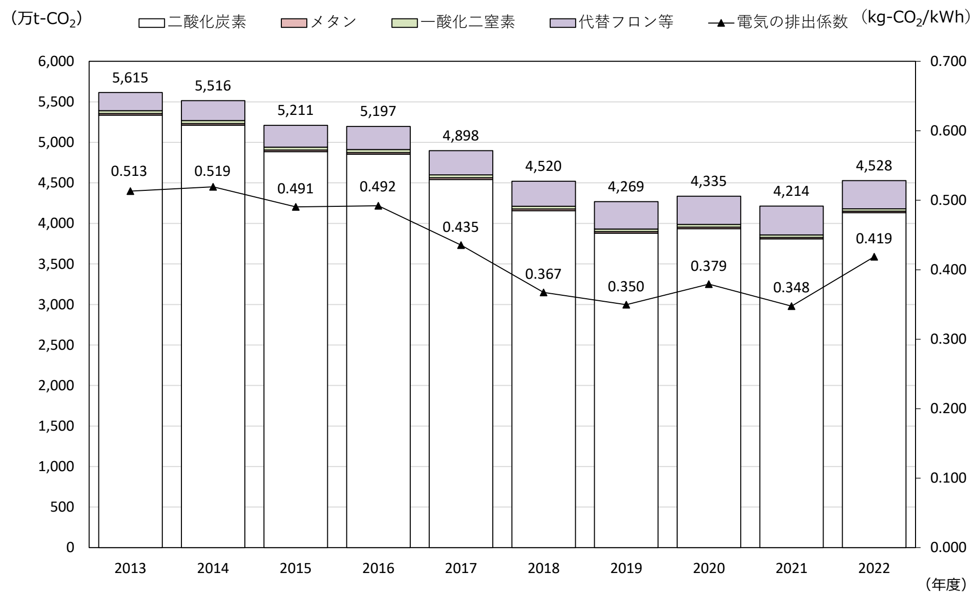

図　大阪府域における温室効果ガス排出量の推移

※　電気の排出係数については、一般電気事業者等（現行制度における小売電気事業者）に対して大阪府が行った調査等により推計した府内調整後排出係数を使用。

※　電気の排出係数とは、使用電力量 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出量を表す値。発電時の電源構成（火力発電や再生可能エネルギー等による発電のバランス）により変動し、火力発電の割合が増加すると係数は増加する。

（３）　計画策定の意義

「2030 大阪府環境総合計画（2021 年３月策定、2026 年３月改定）」では、2050 年のめざすべき将来像として、「大阪から世界へ、現在から未来へ　府民がつく
</td>
<td>
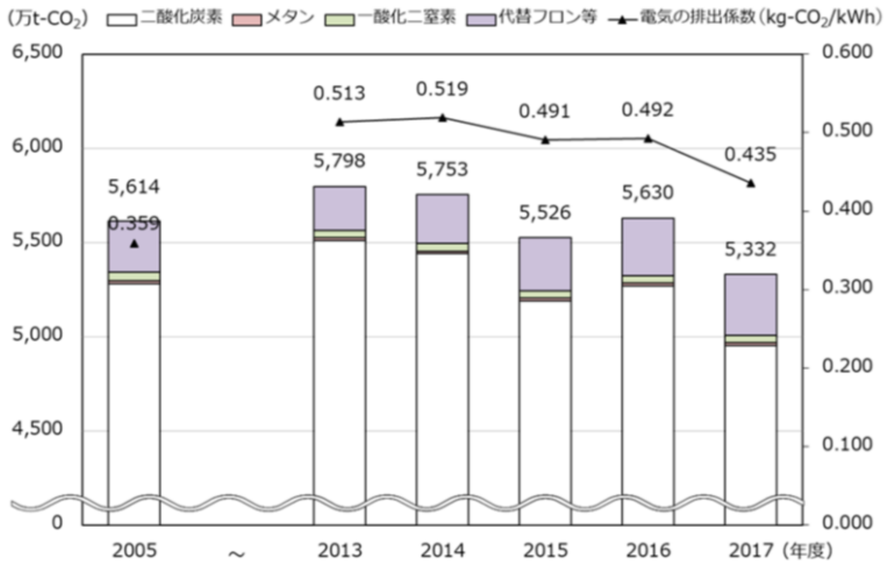

図　大阪府域における温室効果ガス排出量の推移

※　電気の排出係数については、2005 年度は一般電気事業者等（現行制度における小売電気事業者）に対して大阪府が行った調査等により推計した府内基礎排出係数、2013 年度以降は同様の調査等により推計した府内調整後排出係数を使用。

※　電気の排出係数とは、使用電力量 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出量を表す係数。発電時の電源構成（火力発電や再生可能エネルギー等による発電のバランス）により変動し、火力発電の割合が増加すると係数は大きくなる。

（３）　計画策定の意義

「2030 大阪府環境総合計画（2021 年３月策定）」では、2050 年のめざすべき将来像として、「大阪から世界へ、現在から未来へ　府民がつくる暮らしやす
</td>
</tr>
</table>

新	旧
る暮らしやすい持続可能な社会」を掲げています。 （略） なお、本計画は、2015年9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」の理念を踏襲しており、各取組みの推進を通して、関連するゴールの達成に貢献するものです。	い持続可能な社会」を掲げています。 （略） （記載なし）
［2　基本的事項］ （1）　計画期間 2040年度までとします。	［2　基本的事項］ （1）　計画期間 2021年度から2030年度までの10年間 計画期間中、5年程度で中間見直し
（4）　計画の位置づけ （略） また、「2030大阪府環境総合計画」及び「区域施策編」と整合を図ります。 （略）	（4）　計画の位置づけ （略） また、「2030大阪府環境総合計画」及び区域施策編と整合を図ります。 （略）
［3　温室効果ガス削減目標］ （1）　基本方針・目標設定の考え方 区域施策編では、2040年度に向けて取り組む項目のうち「あらゆる主体の意識改革と行動喚起」の中で、「府の事務事業について、実行計画（事務事業編）で府域全体の目標数値を超えるものを設定し、再生可能エネルギー100%電気の調達をめざすなど、府民・事業者の行動をけん引するための府の率先取組の推進」を掲げています。	［3　温室効果ガス削減目標］ （1）　基本方針・目標設定の考え方 区域施策編では、2030年に向けて取り組む項目のうち「あらゆる主体の意識改革・行動喚起」の中で、「府の事務事業について、実行計画（事務事業編）で府域全体の目標数値を超えるものを設定し、再生可能エネルギー100%電気の調達をめざすなど、府民・事業者の行動をけん引するための府の率先取組の推進」を掲げています。

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>大阪府は、府域で6番目に温室効果ガスを多く排出している大規模排出事業者（2023年度）であるとともに、府民・事業者に対して脱炭素化に向けた行動の模範を示すことが求められていることから、「2050年より前に二酸化炭素排出量実質ゼロ達成をめざして府庁自らが率先して取り組む」ことを基本方針とします。

取組の推進にあたり、現在から2030年に向けては、エネルギー・資源使用量の削減と、単位エネルギー量・資源量あたりの二酸化炭素排出量の削減を同時に推進します。
なお、2030年以降は、さらなる取組の推進を図るとともに、脱炭素社会に向けた技術革新及びその導入により、削減を加速させていきます。
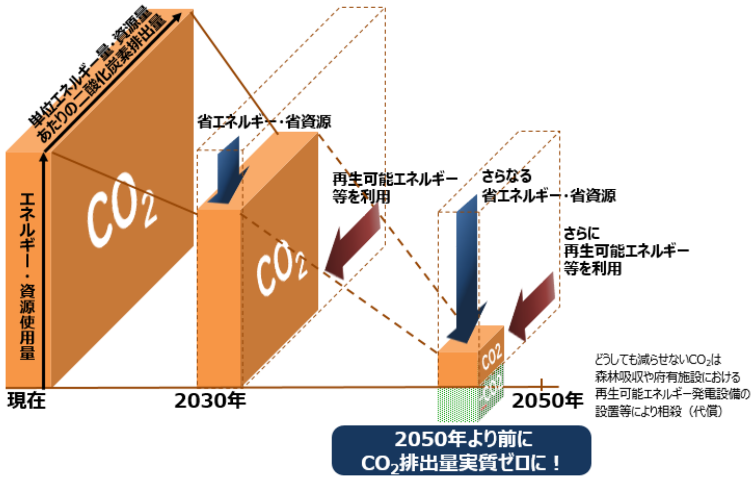

図　二酸化炭素排出量実質ゼロをめざす府庁の取組の考え方

そこで、本計画については、2026年3月の大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定に合わせて、2050年より前の二酸化炭素排出量実質ゼロ達成に</td>
<td>大阪府は、府域で5番目に温室効果ガスを多く排出している大規模排出事業者（2018）であるとともに、府民・事業者に対して脱炭素化に向けた行動の模範を示すことが求められていることから、「2050年より前に二酸化炭素排出量実質ゼロ達成をめざして府庁自らが率先して取り組む」ことを基本方針とします。
取組みの推進にあたり、現在から2030年に向けては、エネルギー・資源使用量の削減と、単位エネルギー量・資源量あたりの二酸化炭素排出量の削減を同時に推進します。
なお、2030年以降は、さらなる取組みの推進を図るとともに、脱炭素社会に向けた技術革新及びその導入により、削減を加速させていきます。
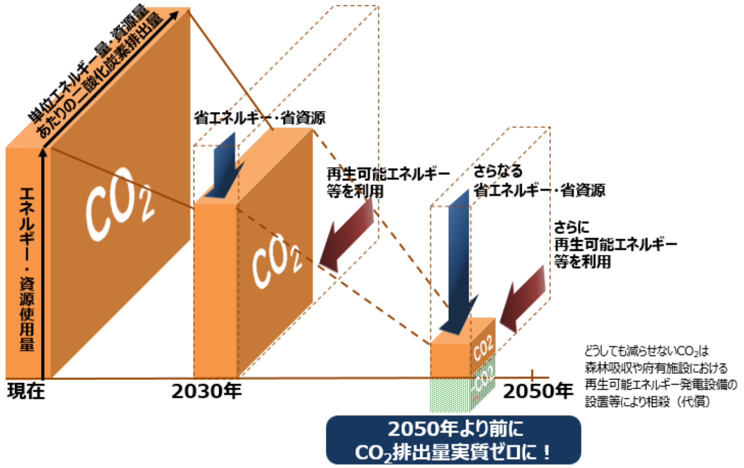

図　二酸化炭素排出量実質ゼロをめざす府庁の取組みの考え方

そこで、本計画では、2050年より前に二酸化炭素排出量実質ゼロ達成に向けて、2030年度における府庁の事務及び事業の実施における温室効果ガス排出</td></tr>
</table>

新	旧
向けた、府庁の事務及び事業の実施における温室効果ガス排出量の 2030 年度削減目標を見直すとともに、2035 年度、2040 年度削減目標を新たに設定します。また、省エネルギーの取組を評価するためエネルギー消費量の削減については継続して取り組みます。 なお、二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素など）についても、できる限り削減する取組を推進していきます。	量の削減目標を設定するとともに、省エネルギーの取組みを評価するためエネルギー消費量の削減目標についても設定します。 なお、二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素など）についても、できる限り削減する取組みを推進していきます。
（２）削減目標 温室効果ガス排出量の削減目標について、政府実行計画では 2013 年度を基準として 2030 年度までに 50%削減、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減としていますが、府庁はこれを上回る 2030 年度までに 53%削減、2035 年度までに 68%削減、2040 年度までに 82%削減とします。 温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、省エネルギーと再生可能エネルギーの活用の両面から、費用対効果を勘案しながら効率的・効果的に取り組みます。 なお、2035 年度、2040 年度目標は、2050 年ネット・ゼロ実現に向けた直線的な経路上に設定した国目標を参考に、大阪府が率先的に高い目標を掲げて二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすための長期的な目標として設定したものです。これらの目標は、現在の延長線上にある脱炭素の取組だけでなく、さらに上回るような取組について、今後検討・実行が伴わなければ達成困難なほど高い水準であり、社会状況等を踏まえ柔軟に見直します。	（２）削減目標 **＜削減目標＞** **温室効果ガス排出量　2013 年度比　45%削** **＜管理指標＞** **エネルギー消費量　2013 年度比　16%削減** 温室効果ガス排出量は、区域施策編においても 2030 年度までに 2013 年度比で温室効果ガス排出量 40%削減を目標としており、府域の取組みをけん引する立場であることから、これを上回る 45%削減を目標として設定します。 温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、省エネルギーと再生可能エネルギーの活用の両面から、費用対効果を勘案しながら効率的・効果的に取り組みます。

新	旧
＜削減目標＞ **温室効果ガス排出量　（2013 年度比）** **2030 年度　53%削減** **2035 年度　68%削減** **2040 年度　82%削減**	
また、省エネルギーの取組を進めるための管理指標として、エネルギー消費全体の削減の指標となる「エネルギー消費量」を設定します。エネルギー消費量については、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」において事業者が取り組むべきとされている年１%の省エネルギーを達成することなどを踏まえ、2030 年度までに 2013 年度比 16%削減とします。 ＜管理指標＞　2030 年度のエネルギー消費量：16%削減（2013 年度比）	このうち、省エネルギーの取組みを進めるための管理指標として、エネルギー消費全体の削減の指標となる「エネルギー消費量」を設定します。エネルギー消費量については、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」において事業者が取り組むべきとされている年１%の省エネルギーを達成することなどを踏まえて設定します。
[４　温室効果ガス排出量削減目標達成に向けた取組] 温室効果ガス排出量削減目標達成に向け、従来から推進してきた省エネルギーや創エネルギーの取組（柱１）をさらに推進していくことに加えて、排出量の多くを占める電気について、再生可能エネルギー比率が高く二酸化炭素排出係数が低い電気（環境に配慮した電気）の調達（柱２）を進めるとともに、エネルギー効率を意識した働き方改革（柱３）に取り組みます。 （略）	[４　2030 年度の削減目標達成に向けた取組み] 2030 年度の削減目標達成に向け、従来から推進してきた省エネルギーや創エネルギーの取組み（柱１）をさらに推進していくことに加えて、今後は、排出量の多くを占める電気について、再生可能エネルギー比率が高く二酸化炭素排出係数が低い電気（環境に配慮した電気）の調達（柱２）を進めるとともに、エネルギー効率を意識した働き方改革（柱３）に取り組みます。 （略）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr>
<td>
区域施策編の取組項目とも整合を図り、以下のような具体的な取組を進めます。

<table>
<tr><th>取組項目</th><th>関連する柱</th><th>具体的な取組内容（例）</th></tr>
<tr><td>① 意識改革・行動喚起</td><td>柱１
柱３</td><td>●エネルギー効率を高める働き方の推進
●職員の意識改革・行動喚起
（使い捨てプラスチックの削減、食品ロスの削減 等）
●府が主催するイベント等における環境配慮</td></tr>
<tr><td>② 事業における脱炭素化に向けた取組促進</td><td>柱１</td><td>●新築・増改築における建築物の ZEB 化
●照明器具の原則 LED 化
●府立高等学校の空調設備の更新
●省エネルギー診断等の実施・取組マニュアルの作成及び活用
●下水道施設における省エネルギー化</td></tr>
<tr><td>③ 二酸化炭素排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進</td><td>柱１
柱２</td><td>●再生可能エネルギー100%電気の調達
●再生可能エネルギー設備の導入拡大
●次世代太陽電池の導入促進</td></tr>
<tr><td>④ 輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進</td><td>柱１</td><td>●公用車の電動化
●エコドライブの励行</td></tr>
<tr><td>⑤ 資源循環の促進</td><td>柱１</td><td>●使い捨てプラスチック対策の推進
●食品ロスの削減</td></tr>
<tr><td>⑥ 森林吸収・緑化等の推進</td><td>柱１</td><td>●緑化の推進
●木材利用の促進</td></tr>
</table>

（１）意識改革・行動喚起

１）エネルギー効率を高める働き方の推進

◆効果的なテレワークの実施やウェブ会議の推進と業務のさらなる合理化・効率化

テレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス、モバイルワークの利用）やウェブ会議などを積極的に実施します。

テレワークの推進にあたっては、空調・照明を使用する執務室面積の最適化や
</td>
<td>
区域施策編の取組項目とも整合を図り、以下のような具体的な取組みを進めます。

<table>
<tr><th>取組項目</th><th>関連する柱</th><th>具体的な取組内容（例）</th></tr>
<tr><td>① 意識改革・行動喚起</td><td>柱１
柱３</td><td>●エネルギー効率を高める働き方の推進
●職員の意識改革・行動喚起
（使い捨てプラスチックの削減、食品ロスの削減 等）
●府が主催するイベント等における環境配慮</td></tr>
<tr><td>② 事業における脱炭素化に向けた取組促進</td><td>柱１</td><td>●新築・増改築における建築物の ZEB 化
●照明器具の原則 LED 化
●府立高等学校の空調設備の更新
●省エネルギー診断等の実施・取組マニュアルの作成及び活用
●下水道施設における省エネルギー化</td></tr>
<tr><td>③ 二酸化炭素排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進</td><td>柱２</td><td>●再生可能エネルギー100%電気の調達
●再生可能エネルギー設備の導入拡大</td></tr>
<tr><td>④ 輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進</td><td>柱１</td><td>●公用車の電動化
●エコドライブの励行</td></tr>
<tr><td>⑤ 資源循環の促進</td><td>柱１</td><td>●使い捨てプラスチック対策の推進
●食品ロスの削減</td></tr>
<tr><td>⑥ 森林吸収・緑化等の推進</td><td>柱１</td><td>●緑化の推進
●木材利用の促進</td></tr>
</table>

（１）意識改革・行動喚起

１）エネルギー効率を高める働き方の推進

◆効果的なテレワークの実施やウェブ会議の推進と業務のさらなる合理化・効率化

テレワーク（在宅勤務、サテライトオフィスの利用）やウェブ会議などを積極的に実施します。

テレワークの推進にあたっては、空調・照明を使用する執務室面積の最適化
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>フリーアドレスの推進等の対策をまとめた省エネ推進マニュアル（働き方編、学校編）を活用し、推進していきます。
（略）
職員端末（パソコン）に導入したシャットダウンシステムにより計画的な業務実施への意識付けを行い、定時退庁日、ゆとり週間、ゆとり推進月間の設定により事務室使用時間の短縮を促すことで、時間外勤務削減と照明、空調等の使用時間の低減によるエネルギー使用量の削減を図ります。
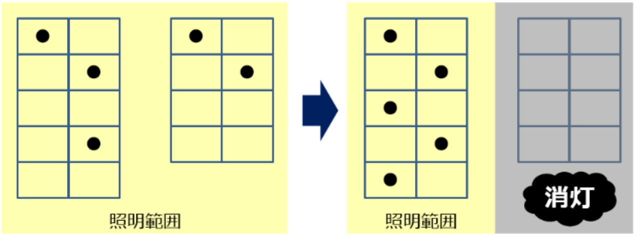

図　照明を使用する執務室面積の最適化のイメージ

◆ペーパーレスの徹底
（略）
（記載なし）

２）職員の意識改革・行動喚起
次のような、職員の日々の行動を通じた取組が広がるよう、意識改革・行動喚起のための啓発や情報提供を行います。
（略）</td>
<td>やフリーアドレスの推進等、省エネルギー効果を得るための対策をまとめたマニュアルを作成し、活用を推進していきます。
（略）
（記載なし）
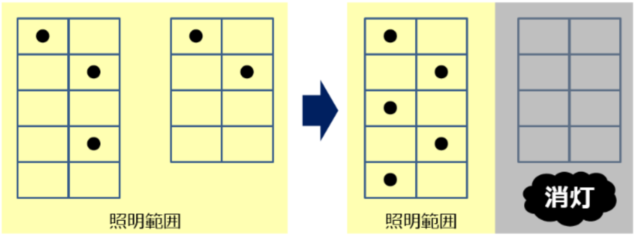

図　照明を使用する執務室面積の最適化のイメージ
※　新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意し、一定の距離を確保した配置にしています。

◆ペーパーレスの徹底
（略）
この方針は、「大阪スマートシティ戦略（2020 年 3 月策定）」にも位置付けられています。

２）職員の意識改革・行動喚起
次のような、職員の日々の行動を通じた取り組みが広がるよう、意識改革・行動喚起のための啓発や情報提供を行います。
（略）</td></tr>
</table>

新	旧
・庁内食堂や庁内ウェブページで、食品ロス削減につながる行動例について、職員に向けた啓発を行います。 ・環境マネジメントシステムで所属ごとに定める目標や達成状況などの情報を共有し、取組を推進します。温暖化対策に関する意識向上のため、研修やe-ラーニング、情報提供メールの配信等により積極的に情報共有を図ります。 3）府が主催するイベント等における環境配慮 （略） また、後援するイベントや補助事業等における省エネルギー、プラスチックごみ削減、グリーン調達など環境に配慮した取組の実施を求めていきます。各種イベントにおける環境に配慮した活動内容については、広くPRし、参加者への意識啓発や情報提供に努めます。 4）グリーン購入の拡大（大阪府グリーン調達方針への項目追加・判断基準の内容強化の検討） 区域施策編のめざすべき将来像である2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向け、取組を率先的かつ加速して推進する観点から、国の動向や省エネルギー型設備の普及状況等を踏まえて、「大阪府グリーン調達方針」への項目追加や判断基準の内容強化について検討します。 物品等の調達に当たっては、同方針の判断基準等を満足するものを購入します。なお、基準を定めていない品目についても、「大阪府認定リサイクル製品（おおさかエコプロダクツ）認定マーク」のような環境配慮認証マークの付いた製品を購入するよう努めます。 また、府有施設で営業する食堂では「大阪版カーボンフットプリントラベル」	・庁内食堂や庁内放送等を活用し、食品ロス削減につながる行動例について、職員に向けた啓発を行います。 ・環境マネジメントシステムで所属ごとに定める目標や達成状況などの情報を共有し、取組みを推進します。温暖化対策に関する意識向上のため、研修やe-ラーニング、情報提供メールの配信等により積極的に情報共有を図ります。 3）府が主催するイベント等における環境配慮 （略） また、後援するイベントや補助事業等における省エネルギー、プラスチックごみ削減、グリーン調達など環境に配慮した取組みの実施を求めていきます。各種イベントにおける環境に配慮した活動内容については、広くPRし、参加者への意識啓発や情報提供に努めます。 4）グリーン購入の拡大（大阪府グリーン調達方針への項目追加・判断基準の内容強化の検討） 区域施策編のめざすべき将来像である2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向け、取組みを率先的かつ加速して推進する観点から、国の動向や省エネルギー型設備の普及状況等を踏まえて、「大阪府グリーン調達方針」への項目追加や判断基準の内容強化について検討します。 物品等の調達に当たっては、同方針に基づき調達します。同方針で取組みを推進する物品等として掲げられている品目は、当該方針の判断基準等を満足する物品を購入します。同方針の基本原則の考え方に基づき、基準を定めていない品目についても、「エコマーク」や「大阪府認定リサイクル製品（なにわエコ良品）認定マーク」等の環境配慮認証マークの付いた製品を購入するよう努め

新	旧
等で環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物又はこれを原材料とする加工食品の取扱いを推進します。 大阪府認定リサイクル製品認定マーク（おおさかエコプロダクツ）の例 大阪版カーボンフットプリントラベル （２）事業における脱炭素化に向けた取組促進 建築物・設備の対策（テナント協力要請含む） １）新築(建替えを含む)における建築物の ZEB(ネット・ゼロ・エネルギービル)化 国の「地球温暖化対策計画（2025 年２月改定）」において、2050 年にストック平均での ZEB 基準の水準の省エネルギー性能の確保を、これに至る 2030 年度以降に新築される建築物は ZEB 基準の水準の省エネルギー性能の確保等をめざすことが掲げられています。 府有建築物においては、今後、新築(建替えを含む）計画に着手する際のエネルギー消費性能は、原則 ZEB Ready をめざします。 （略） （記載なし）	ます。 エコマーク 大阪府認定リサイクル製品認定マーク （２）事業における脱炭素化に向けた取組促進 建築物・設備の対策（テナント協力要請含む） １）新築(建替えを含む)における建築物の ZEB(ネット・ゼロ・エネルギービル)化 国の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（2020 年 12 月 25 日策定）」において、2030 年までに、新築建築物の平均で ZEB※2 を実現すること、及び今世紀後半の早期に建築物のストック平均で ZEB※2 を実現することが目標として掲げられています。 府有建築物において、今後、新築(建替えを含む）計画に着手する際のエネルギー消費性能は、原則 ZEB Ready を目指します。 （略） ※２　平均で ZEB：それぞれの建築物の設計一次エネルギー消費量を合計し

新	旧
	た量を、基準一次エネルギー消費量を合計した量で除した際に、ZEB Ready 相当となることをいう。
2）建物・設備の新築(建替えを含む)における環境効率性の向上 府有建築物の整備にあたっては、省エネルギー・省 CO2 化等に係る具体的な環境配慮整備基準を定める「府有建築物の整備における環境配慮指針（2026 年 3月）」に基づき、環境に配慮した整備の検討及びその整備を実施するものとします。	2）建物・設備の新築(建替えを含む)における環境効率性の向上 府有建築物の整備にあたっては、省エネルギー・省 CO2 化等に係る具体的な環境配慮整備基準を定める「府有建築物の整備における環境配慮指針（2023 年 7 月）」に基づき、原則として照明は LED を導入するなどの対策を行います。 府営住宅を除く延べ床面積が 2,000 ㎡以上の建築物の整備にあたっては、「府有建築物環境配慮整備基準（2023 年 7 月）」に基づき、環境に配慮した整備の検討及びその整備を実施するものとします。
3）既存建築物における環境配慮、設備の省エネルギー化 （略） また、既存建築物は築年数や仕様が建築物により様々であることから、費用対効果を勘案した上で、設備更新に合わせて、高効率設備の導入による ZEB 化の検討を進めることとし、ZEB 化が難しい建築物についても、「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づく気候変動対策指針に示されている工場・事業所における省エネ対策等及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づくトップランナー基準等を参考にして、高効率設備や燃料電池の導入等に努めます。 （略）	3）既存建築物における環境配慮、設備の省エネルギー化 （略） また、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づく温暖化対策指針で定められている設備導入等による対策及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づくトップランナー基準等を参考にして、高効率設備や燃料電池の導入等に努めます。 （略）
4）照明器具の原則 LED 化 国の「地球温暖化対策計画（2025 年 2 月改定）」においては、「LED 等の高効	4）照明器具の原則 LED 化 国の「エネルギー基本計画（2018 年 7 月閣議決定）」においては、「高効率照

新	旧
率照明について、2030年までにストックで100%普及することをめざす」とされています。 （略） 5）府有施設へのESCO事業※の導入推進 建築物の省エネルギー化、地球温暖化防止対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができるESCO事業について、「第3期大阪府ESCOアクションプラン（計画期間：2025～2034年度）」に基づき府有施設への更なる導入拡大を図るとともに、複数施設の一括事業化や設備更新型ESCOによる手法等も活用しながらESCO事業の導入を効果的に推進します。 （略） 6）府立高等学校の空調設備の更新（2021～2023年度実施） （削除）	明（例：LED照明、有機EL照明）については、2020年までにフローで100%、2030年までにストックで100%の普及をめざす」とされています。 （略） 5）府有施設へのESCO事業※の導入推進 建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができるESCO事業について、「新・大阪府ESCOアクションプラン（2015年2月策定・2020年3月改正、計画期間：2015～2024年度）」に基づき府有施設への更なる導入拡大を図るとともに、複数施設の一括事業化や設備更新型ESCOによる手法等も活用しながらESCO事業の導入を効果的に推進します。 また、現プランの計画期間後も、新たにESCO事業導入施設を拡大していくことを検討します。 （略） 6）府立高等学校の空調設備の更新（2021～2023年度実施） 夏季及び冬季の室温を適温に保ち、生徒に望ましい学習環境を提供することを目的とし、老朽化した空調設備の更新等を実施します。 実施にあたっては、空調負荷の低減や高効率機材の導入によるエネルギーコストの縮減、設備の長寿命化、メンテナンスの省力化等に配慮した空調設備整備及び維持管理を行います。 また、二酸化炭素排出量の削減だけでなく、フロン類の漏洩を防止するよう、施工段階から運用期間まで環境保全に留意します。

新	旧
6）庁舎・施設等を使用する事業者・テナント事業者への要請等 （略） 効果的な温室効果ガス排出削減の推進のためには、ビルオーナー・テナント事業者双方の取組（協力）が必要です。そこで、府有施設に入居するテナント事業者の省エネルギー対策をさらに推進するため、契約時等に府の省エネルギーに関する取組や事業者による省エネルギー対策の優良事例を説明し、府の取組に対して協力を促します。 （略） 日常業務における対策 2）職員による脱炭素化に向けた率先取組と照明・空調・OA 機器等の適正利用 脱炭素のための行動には、コストをかけずに取り組めるものもあります。 そこで、「昼休みの消灯」や「パソコン画面の輝度低減」等を、脱炭素化に向けて職員が率先的に取り組む重点取組事項と位置づけ、全庁的に取り組みます。 なお、2024 年度の調査結果では、実施できた、おおむね実施できたの割合が、幹部レクや会議等のペーパーレス化は 89%、昼休みの消灯は 56%でした。 また、2018 年度と比較すると 2024 年度は、府庁で使用するコピー用紙の使用枚数を年間 2,500 万枚削減しています（府立学校、警察を除く）。 この枚数は、紙を積上げると富士山の約 6 割の高さになります。	7）庁舎・施設等を使用する事業者・テナント事業者への要請等 （略） 効果的な温室効果ガス排出削減の推進のためには、ビルオーナー・テナント事業者双方の取組み（協力）が必要です。そこで、府有施設に入居するテナント事業者の省エネルギー対策をさらに推進するため、契約時等に府の省エネルギーに関する取組みや事業者による省エネルギー対策の優良事例を説明し、府の取組みに対して協力を促します。 （略） 日常業務における対策 2）照明・空調・OA 機器等の適正利用 （記載なし）

新	旧

新

<u>脱炭素化に向けて職員が率先的に取り組む重点取組事項</u>

重点取組事項	効果・意義
1　徹底したペーパーレス化	
①幹部レクや会議等での徹底したペーパーレス化 ②決裁での紙回付の縮減	【共通】各種コスト削減（紙代・印刷代や保管スペース） ①テレワーク等の促進、紙資料の準備時間削減に伴う職員の負荷軽減、データ管理における検索性の向上 ②資料修正や決裁完了までの時間短縮
2　徹底した省エネの取組み・プラスチックごみの分別	
③昼休みの消灯の徹底 ④パソコン画面の輝度調整 ⑤テレビ、モニターの電源OFFの徹底 ⑥プラスチックごみの分別（特にペットボトル3分別）	③執務室の照明4%削減（▲134kWh/年・50人用執務室） ④パソコン使用電力の9%削減（▲95kWh/年・50台） ⑤PC輝度調整50台分相当（▲97kWh/年・1台ずつ） ⑥プラスチックのリサイクル率向上（焼却量減）、ペットボトルの水平リサイクル（ボトルtoボトル）推進

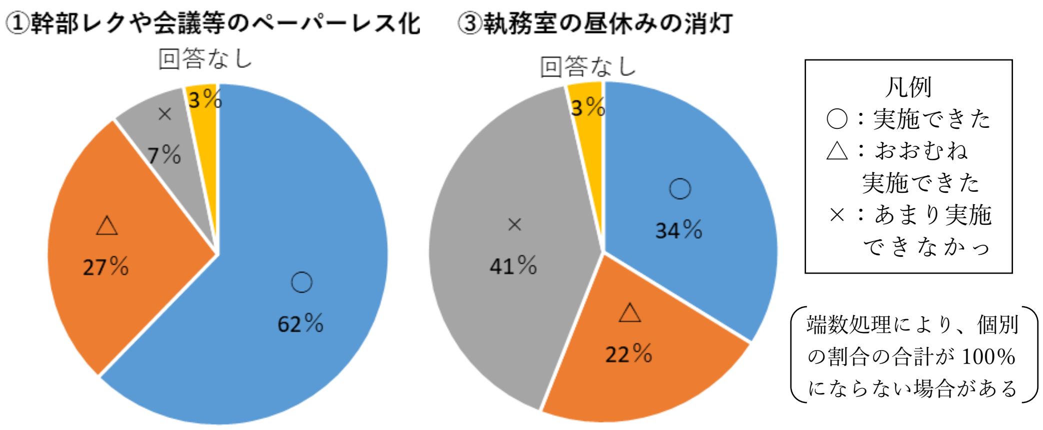

<u>図　重点取組事項の実施状況についての各所属への聞き取り結果（2024年度）</u>

<u>また、</u>残業時に職員が移動して、一定のスペースに集まって業務を行うなどにより、照明や空調の使用範囲を限定<u>することで</u>、エネルギー消費量を削減します。

以下の<u>取組</u>についても、引き続き実施していきます。

旧

残業時に職員が移動して、一定のスペースに集まって業務を行うなどにより、照明や空調の使用範囲を限定<u>し</u>、<u>照明や空調の</u>エネルギー消費量を削減します。

<u>また、</u>以下の<u>取組み</u>についても、引き続き実施していきます。

新	旧
照明・空調・OA機器等の適正利用に関する取組内容 **照明の適正利用** ◆昼休み時間の執務室消灯を徹底します。 ◆必要な照度（300 ルクス）を確保しつつ、可能な部分について点灯する照明を間引きます。 ◆残業時及び休日出勤日には、在席する範囲内で照明を点灯します。各所属においては、照明スイッチの横に各スイッチの点灯／消灯範囲がわかる配置図を掲示します。 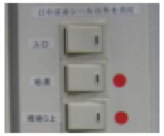 照明範囲の明示例 ◆府民サービス及び業務に必要な場合を除き、勤務時間前には点灯しません。 ◆日中の明るい時間帯には、可能な範囲で消灯します。 **OA 機器等の使用時の工夫** ◆長時間（概ね 2 時間以上）の離席時にはパソコンをシャットダウンします。また、支障のない範囲で画面の輝度を低減します。短時間の離席時にはノート型端末機の場合はふたを閉じ、デスクトップ型端末機は、ディスプレイの電源をオフにします。 ◆プリンター及びコピー機が複数台設置されている所属は、残業時には必要最低限のものを除き電源を切ります。 ◆長時間使用しない OA 機器はコンセントを抜き待機電力の消費を抑えます。 **空調温度の適正管理等** ◆気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、庁舎内における適切な室温管理を図ります。 ◆会議室など常時使用していないエリアの冷暖房の停止を徹底します。 ◆窓のブラインド、カーテン、断熱シート等を活用し、室内の温度変化を抑制します。 ◆公務能率及び行政サービスの向上を図るとともに、省エネルギーを一層推進するため、軽装勤務を通年化します。 **電気製品の使用時の工夫** ◆電気製品の待機電力を削減するため、不使用時にはコンセントを抜きます。 ◆温水洗浄便座の設定温度を下げ、不使用時はふたを閉めます。 ◆冷蔵庫は庫内温度を「弱」にします。 **その他の工夫** ◆上下 3 階以内の移動は原則として階段を使用します。 ◆節水機器や処理水再利用設備を適正に管理し、建物で利用する水道使用量を抑えます。 ◆必要最小限の水量となるよう、元栓の調整や、自動水洗など節水に有効な器具の設置を図ります。 下水道事業における対策 （略） そのためには、水みらいセンター（下水処理場）やポンプ場における水処理設備や送水ポンプ等、約 4,500 の機械・電気設備を 24 時間 365 日停止することなく、安定的に稼働させることが必要です。 （略） 下水道事業におけるエネルギー消費量の削減に向けて、ハード面の取組とし	**照明の適正利用** ◆昼休み時間の執務室消灯を徹底します。 ◆必要な照度（300 ルクス）を確保しつつ、可能な部分について点灯する照明を間引きます。 ◆残業時及び休日出勤日には、在席する範囲内で照明を点灯します。各所属においては、照明スイッチの横に各スイッチの点灯／消灯範囲がわかる配置図を掲示します。 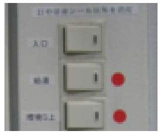 照明範囲の明示例 ◆府民サービス及び業務に必要な場合を除き、勤務時間前には点灯しません。 ◆日中の明るい時間帯には、可能な範囲で消灯します。 **OA機器等の使用時の工夫** ◆長時間（概ね 2 時間以上）の離席時にはパソコンをシャットダウンします。また、支障のない範囲で画面の輝度を低減します。短時間の離席時にはノート型端末機の場合はふたを閉じ、デスクトップ型端末機は、ディスプレイの電源をオフにします。 ◆プリンター及びコピー機が複数台設置されている所属は、残業時には必要最低限のものを除き電源を切ります。 ◆長時間使用しない OA 機器はコンセントを抜き待機電力の消費を抑えます。 **空調温度の適正管理** ◆冷暖房時の室内温度は、冷房時は 28℃、暖房時は 19℃を徹底します。 ◆会議室など常時使用していないエリアの冷暖房の停止を徹底します。 ◆窓のブラインド、カーテン、断熱シート等を活用し、室内の温度変化を抑制します。 ◆エネルギー消費量が増大する夏と冬は、服装を調節するなど夏冬のエコスタイルを推奨します。 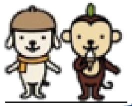 **電気製品の使用時の工夫** ◆電気製品の待機電力を削減するため、不使用時にはコンセントを抜きます。 ◆温水洗浄便座の設定温度を下げ、不使用時はふたを閉めます。 ◆冷蔵庫は庫内温度を「弱」にします。 **その他の工夫** ◆上下 3 階以内の移動は原則として階段を使用します。 ◆節水機器や処理水再利用設備を適正に管理し、建物で利用する水道使用量を抑えます。 ◆必要最小限の水量となるよう、元栓の調整や、自動水洗など節水に有効な器具の設置を図ります。 下水道事業における対策 （略） そのためには、水みらいセンター（下水処理場）やポンプ場における水処理設備や送水ポンプ等、約 4500 の機械・電気設備を 24 時間 365 日停止することなく、安定的に稼働させることが必要です。 （略） 下水道事業におけるエネルギー消費量の削減に向けて、ハード面の取組みと

新	旧
て、機械・電気設備では計画的かつ効率的に改築を進めることが必要であり、設備の劣化度合い（健全度）を適切に評価し、設備更新時にはライフサイクルコストを勘案した省エネルギー設備への導入を進めているところです。 　また、ソフト面の取組では、「大阪府流域下水道事業経営戦略（2018 年 3 月策定、計画期間：2018～2027 年度）」（以下「経営戦略」という。）に記載している使用電力量削減等の取組を行い、エネルギー消費量の削減を進めています。（※） 　今後もハード面及びソフト面での取組を推進し、エネルギー消費量の削減に努めていきます。 ※ 直近の 2024 年度実績では、2017 年度比で、使用電力量 8.3%（電力原単位ベース（1 ㎥当たりの下水を処理するために使用する電力量）では 6.1%）の削減効果がありました。 1 ）下水道施設における設備の運転管理・運用改善 　下水道設備においては、経営戦略に基づき、下表の取組を進めています。 （略） 2 ）下水道施設における省エネルギー化 　運転方法の改善による使用電力削減の取組に加えて、設備更新時に省エネルギー型設備を導入することで、さらなる使用電力量の削減を図ります。 ●汚泥処理設備の省エネ化 　設備更新時に合わせてベルト式ろ過濃縮機や官民連携(PPP)手法を活用した	して、機械・電気設備では計画的かつ効率的に改築を進めることが必要であり、設備の劣化度合い（健全度）を適切に評価し、設備更新時にはライフサイクルコストを勘案した省エネルギー設備への導入を進めているところです。 　また、ソフト面の取組みでは、「大阪府流域下水道事業経営戦略（2018 年 3 月策定、計画期間：2018～2027 年度）」（以下「経営戦略」という。）に記載している使用電力量削減等の取組みを行い、エネルギー消費量の削減を進めています。（※） 　今後もハード面及びソフト面での取組みを推進し、エネルギー消費量の削減に努めていきます。 ※ 直近の 2019 年度実績では、2017 年度比で、使用電力量 3.9%（電力原単位ベース（1 ㎥当たりの下水を処理するために使用する電力量）では 4.1%）の削減効果がありました。 1 ）下水道施設における設備の運転管理・運用改善 　下水道設備においては、経営戦略に基づき、下表の取組みを進めています。 （略） 2 ）下水道施設における省エネルギー化 　運転方法の改善による使用電力削減の取組みに加えて、設備更新時に省エネルギー型設備を導入することで、さらなる使用電力量の削減を図ります。 ●汚泥処理設備の省エネ化 　設備更新時に合わせてベルト式ろ過濃縮機や次世代型汚泥焼却炉等の省エ

新	旧
次世代型焼却炉等の省エネ設備導入を推進することで、使用電力量の削減に努めます。 （略） ３）下水汚泥焼却の高温焼却の実施 下水汚泥の焼却時に発生する温室効果ガスのひとつに、二酸化炭素の265倍の温室効果がある一酸化二窒（N_2O）があります。 （略） 既に多くの下水処理場で高温焼却を採用していますが、今後、高温焼却に未対応の焼却炉についても更新し、N_2O の削減に努めます。また、官民連携(PPP)手法を活用し N_2O 排出量の少ない次世代型焼却炉の導入を推進します。 （３）二酸化炭素排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進 １）再生可能エネルギー100％電気の調達 （略） 「再エネ RE100 宣言 RE Action」という新たな枠組みも創設され、再生可能エネルギー利用の取組が広がってきています。 府においても、これらの取組に賛同し、府有施設で使用する電気を、順次、再生可能エネルギー100％電気に切り替えることをめざします。 （略）	ネ設備導入を推進することで、使用電力量の削減に努めます。 （略） ３）下水汚泥焼却の高温焼却の実施 下水汚泥の焼却時に発生する温室効果ガスのひとつに、二酸化炭素の約300倍の温室効果がある一酸化二窒（N_2O）があります。 （略） 既に多くの下水処理場で高温焼却を採用していますが、今後、高温焼却に未対応の焼却炉についても更新し、N_2O の削減に努めます。 （３）二酸化炭素排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進 １）再生可能エネルギー100％電気の調達 （略） 「再エネ RE100 宣言 RE Action」という新たな枠組みも創設され、再生可能エネルギー利用の取組みが広がってきています。 府においても、これらの取組みに賛同し、府有施設で使用する電気を、順次、再生可能エネルギー100％電気に切り替えることをめざします。 （略）

新	旧
2）再生可能エネルギー設備の導入拡大 （略） また、軽量で柔軟性にも優れたペロブスカイト太陽電池について、これまで太陽光発電設備の重量による制約等で設置が困難だった府有施設に導入します。 （略）	2）再生可能エネルギー設備の導入拡大 （略） また、活用可能な府有建築物の屋根スペースにおいて、民間資金によって太陽光発電システムを導入し、再生可能エネルギーの導入を促進する「府有建築物の屋根貸しによる太陽光パネル設置促進事業」（屋根貸し事業）を推進します。 （略）
（４）輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進 1）公用車の電動化 公用車の導入にあたっては、「大阪府ゼロエミッション車等導入指針（2024 年 11 月改定）」に基づき、電気自動車等のゼロエミッション車（ZEV）※を優先的に導入します。 （略） 電気自動車 ※ 区域施策編で掲げている 2030 年度目標（すべての自動車）： ZEV の割合３割、電動車の割合７割 （略）	（４）輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進 1）公用車の電動化 公用車の導入にあたっては、「大阪府ゼロエミッション車等導入指針（2021 年３月改定）」に基づき、電気自動車等のゼロエミッション車（ZEV）※を優先的に導入します。 （略） 電気自動車 ※ 区域施策編で掲げている目標 ： ZEV の割合 40%、電動車の割合 90% （略）

新	旧
＜参考＞スマートムーブ（smart move）の取組 （略） 電気自動車のカーシェアリング （タイムズモビリティ（株）提供）	＜参考＞スマートムーブ（smart move）の取組み （略） 「移動」を「エコ」に。 smart move ～移動手段を工夫して CO_2 排出量を削減！～ 電気自動車のカーシェアリング （日産自動車（株）提供）
2）エコドライブの励行 急発進や急な加減速をしない、無駄なアイドリングをしない、不要な荷物を載せないなど環境に配慮したエコドライブを励行し、徹底した燃料使用量等の管理も行って、燃費・電費の改善を図ります。 （略）	2）エコドライブの励行 急発進、急加速、無駄なアイドリングをしないなど環境に配慮した運転であるエコドライブを励行し、徹底した燃料使用量等の管理により燃費の改善を図ります。 （略）
（5）資源循環の促進 1）使い捨てプラスチック対策の推進 （略） 飲料自動販売機の設置・更新にあたっては、「大阪府グリーン調達方針」に基づき、ペットボトル飲料の選択ボタン数又は商品種類（同一商品を１種類とする。）の割合を全体の 1/3 以下にするよう努めます。	（5）資源循環の促進 1）使い捨てプラスチック対策の推進 （略） 飲料自動販売機の設置・更新にあたっては、「大阪府グリーン調達方針」に基づき、ペットボトル飲料の選択ボタン数または商品種類（同一商品を１種類とする。）の割合を全体の 1/3 以下にするよう努めます。

新	旧
2）食品ロスの削減 　10月の食品ロス削減月間を中心に、庁内食堂や庁内ウェブページにおいて、適量注文や食べきりなど食品ロス削減につながる行動について、職員に向けた啓発を行います。	2）食品ロスの削減 　庁内食堂において、小盛メニューの提供など食品ロス削減の取組実施を、運営事業者に働きかけます。 　また、10 月の食品ロス削減月間における庁内放送等を活用し、適量注文や「3010 運動」を呼びかけるなど、食品ロス削減につながる行動例について、職員に向けた啓発を行います。
3）建設廃棄物の減量化とリサイクルの推進 （略） 　具体的には、既存の建築物等を長期間使用するための取組を実施することにより、廃棄物の発生を抑制します。また、建設工事における資材の選定にあたっては、大阪府認定リサイクル製品（おおさかエコプロダクツ）をはじめ、廃棄物の再資源化により得られた製品の使用に努めます。 （略）	3）建設廃棄物の減量化とリサイクルの推進 （略） 　具体的には、既存の建築物等を長期間使用するための取組みを実施することにより、廃棄物の発生を抑制します。また、建設工事における資材の選定にあたっては、大阪府認定リサイクル製品（なにわエコ良品）をはじめ、廃棄物の再資源化により得られた製品の使用に努めます。 （略）
4）フロン類の適正な管理 空調機や冷凍冷蔵庫で冷媒として使用されるフロン類は （略）	4）フロン類の適正な管理 　空調機や冷凍冷蔵庫で冷媒として使用されるフロン類（ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類）は （略）
（6）森林吸収・緑化等の推進 2）木材利用の促進 　「大阪府木材利用基本方針（2022 年 5 月改正）」に基づき、府有施設における大阪府内産木材を活用した木造・木質化などにより、木材利用の促進を図ります。	（6）森林吸収・緑化等の推進 2）木材利用の促進 　府有施設の建替え・改修時は木材利用の導入を検討します。 　また、市町村の木材利用促進の取組みが進むように支援するため、森林環境

新	旧
※府有施設において、2022 年度から 2024 年度までに、36 箇所の木造・木質化に取り組みました。 「大阪府内産木材利用促進モデル整備等業務」で木質化した大阪府咲洲庁舎１階フェスパ [５　推進体制及び進行管理] （１）　推進体制 （略） 環境推進員が所属内で取組を推進します。	譲与税を活用し、府有施設において大阪府内産木材（国産木材の一部利用も可）を活用した木質化のモデル事業を実施します。 [５　推進体制及び進行管理] （１）　推進体制 （略） 環境推進員が所属内で取組みを推進します。

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
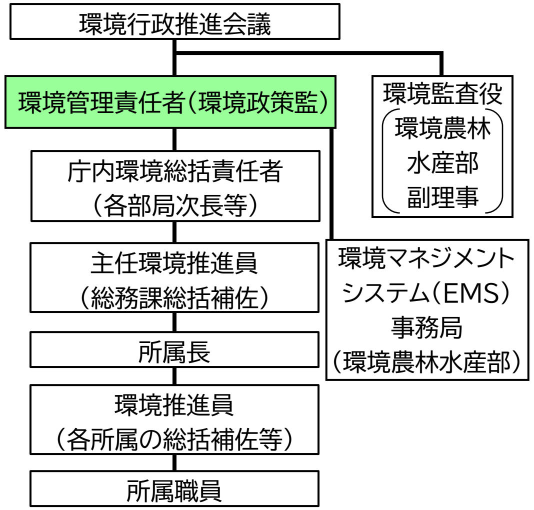

図　推進体制

（３）　職員及び各所属の取組の促進

EMS の職員研修や情報提供メール等を活用し、温暖化対策に関する意識向上を図るとともに、各施設における取組の進捗状況や優良事例の紹介等を行います。

また、温室効果ガスを多量に排出する施設や削減率が低い施設等を中心に EMS 内部監査を実施し、取組内容を確認したうえで、温室効果ガス削減実績を踏まえた具体的な改善を検討し、さらなる取組の実施に向けた助言等を行います。
</td><td>
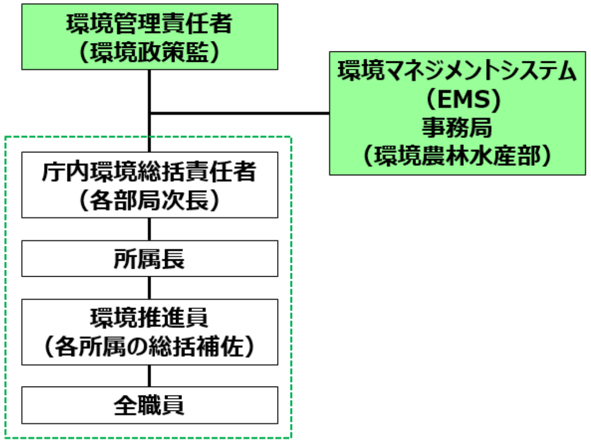

図　推進体制

（３）　職員及び各所属の取組みの促進

EMS の職員研修や情報提供メール等を活用し、温暖化対策に関する意識向上を図るとともに、各施設における取組みの進捗状況や優良事例の紹介等を行います。

また、温室効果ガスを多量に排出する施設や削減率が低い施設等を中心に EMS 内部監査を実施し、取組内容を確認したうえで、温室効果ガス削減実績を踏まえた具体的な改善を検討し、さらなる取組みの実施に向けた助言等を行います。
</td></tr>
</table>

新

[参考資料]

◆対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	主な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素（CO_2）	燃料の使用（ガソリン、灯油、重油、都市ガス等）他人から供給された電気や熱の使用、廃棄物の焼却	1
メタン（CH_4）	ボイラーにおける燃料の使用、ガス機関・ガソリン機関における燃料の使用、自動車の走行、下水又はし尿処理、廃棄物の焼却、家畜の反すうやふん尿処理	28
一酸化二窒素（N_2O）	ボイラーにおける燃料の使用、ガス機関・ガソリン機関における燃料の使用、自動車の走行、下水又はし尿処理、廃棄物の焼却、笑気ガス（麻酔剤）の使用、化学肥料の施肥	265
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)	空調機・カーエアコンの使用・廃棄、噴射機・消火器の使用・廃棄	1,300 (HFC-134a)
パーフルオロカーボン類(PFC)	半導体の製造工程等において使用	6,630 (PFC-14)
六ふっ化硫黄（SF_6）	電気設備の電気絶縁ガス等に使用	23,500
三ふっ化窒素（NF_3）	半導体の製造プロセス工程等に使用	16,100

旧

[参考資料]

◆対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	主な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素（CO_2）	燃料の使用（ガソリン、灯油、重油、都市ガス等）他人から供給された電気や熱の使用、廃棄物の焼却	1
メタン（CH_4）	ボイラーにおける燃料の使用、ガス機関・ガソリン機関における燃料の使用、自動車の走行、下水又はし尿処理、廃棄物の焼却、家畜の反すうやふん尿処理	25
一酸化二窒素（N_2O）	ボイラーにおける燃料の使用、ガス機関・ガソリン機関における燃料の使用、自動車の走行、下水又はし尿処理、廃棄物の焼却、笑気ガス（麻酔剤）の使用、化学肥料の施肥	298
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)	空調機・カーエアコンの使用・廃棄、噴射機・消火器の使用・廃棄	1,430 (HFC-134a)
パーフルオロカーボン類(PFC)	半導体の製造工程等において使用	7,390 (PFC-14)
六ふっ化硫黄（SF_6）	電気設備の電気絶縁ガス等に使用	22,800
三ふっ化窒素（NF_3）	半導体の製造プロセス工程等に使用	17,200

新	旧
◆電気の排出係数 （略） （下表「新」参照） ※毎年度府庁が各電気事業者から購入した電気の調整後排出係数を電力消費量で加重平均した値	◆電気の排出係数 （略） （下表「旧」参照） ※毎年度府庁が各電気事業者から購入した電気の調整後排出係数を電力消費量で加重平均した値
◆府庁の温室効果ガス排出量等の近年の推移と2030年度削減目標 2023年度の温室効果ガス排出量は、基準年度である2013年度比で31.0%減少（エネルギー消費量は12.4%減少）しており、この大きな要因としては下水道汚泥焼却炉への次世代炉の導入や高温燃焼化、調達する電気の排出係数の改善があげられます。 今後、2030年度削減目標の達成に向けて、調達する電気の排出係数のさらなる低下に加え、エネルギー消費量削減に向けて追加的な取組を講じていく必要があります。	◆府庁の温室効果ガス排出量等の近年の推移と2030年度削減目標 2019年度の温室効果ガス排出量は、基準年度である2013年度比で24.2%減少（エネルギー消費量は8.2%減少）しており、この大きな要因としては調達する電気の排出係数の改善があげられます。 今後、2030年度削減目標の達成に向けて、調達する電気の排出係数のさらなる低下に加え、エネルギー消費量削減に向けて追加的な取組みを講じていく必要があります。

新：

年度	府庁購入実績に基づく電気の排出係数※（kg-CO_2/kWh）
2013	0.514
2014	0.519
2015	0.472
2016	0.488
2017	0.446
2018	0.386
2019	0.377
2020	0.392
2021	0.363
2022	0.410
2023	0.400

旧：

年度	府庁購入実績に基づく電気の排出係数※（kg-CO_2/kWh）
2013	0.514
2014	0.519
2015	0.472
2016	0.488
2017	0.446
2018	0.386
2019	0.377

新	旧

新

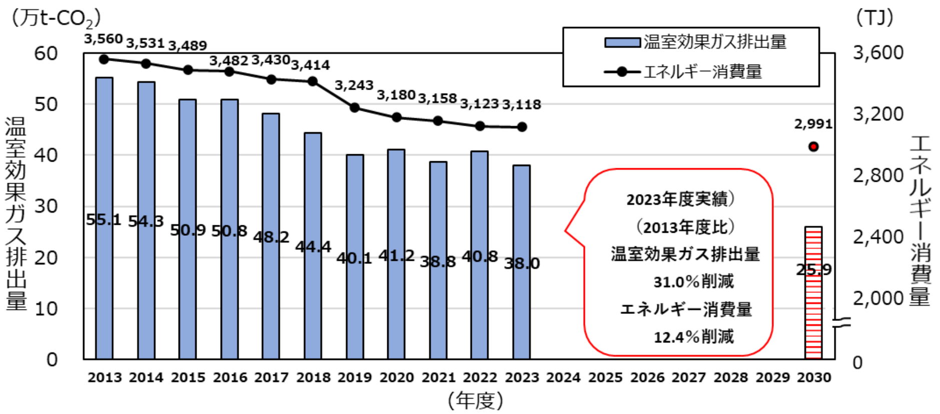

図　温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の近年の推移と 2030 年度削減目標

◆府庁の温室効果ガス排出量の内訳（2023 年度実績）

施設用途区分別・起源別の温室効果ガス排出量の割合は以下のとおりです。

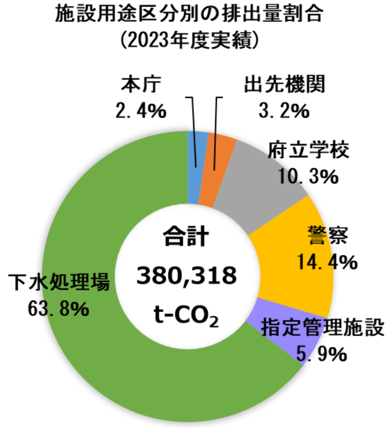

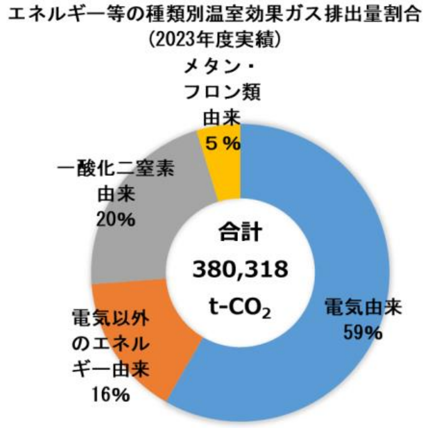

図　施設用途区分別・起源別の温室効果ガス排出量の割合（2023 年度実績）

旧

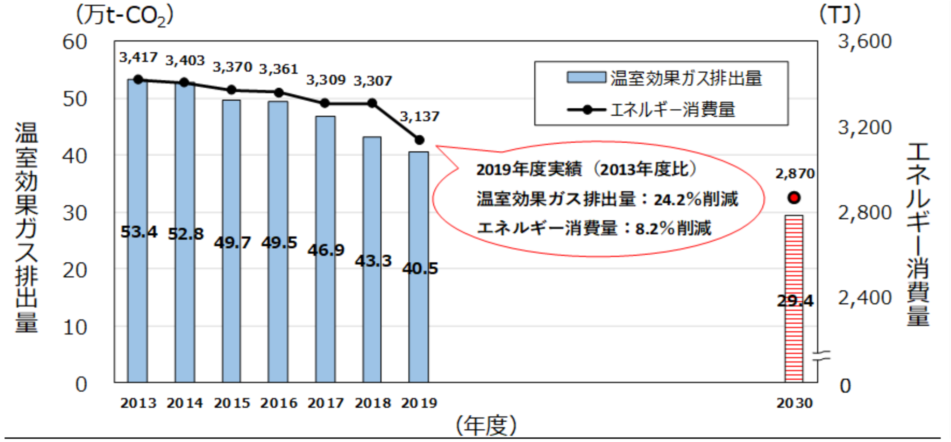

図　温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の近年の推移と 2030 年度削減目標

◆府庁の温室効果ガス排出量の内訳（2019 年度実績）

施設用途区分別・起源別の温室効果ガス排出量の割合は以下のとおりです。

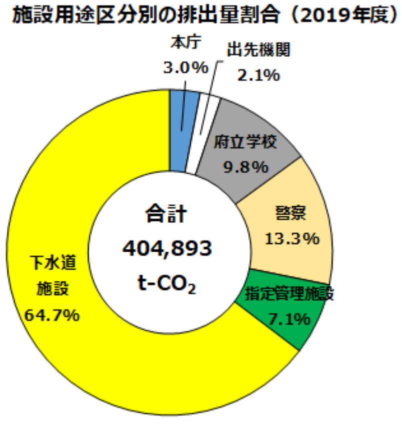

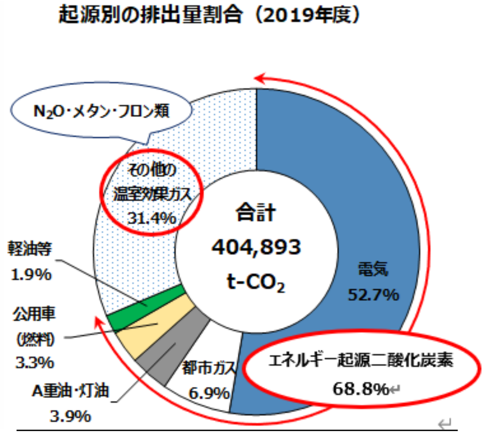

図　施設用途区分別・起源別の温室効果ガス排出量の割合（2019 年度実績）

新	旧
◆ライフサイクルコスト（トータルコスト）を勘案した設備更新 （略） 省エネルギーの取組には費用が必要ですが、 （略） [裏表紙] <表紙のポスター> 「2018 年度おおさか環境デジタルポスターコンテスト」サイネージ部門での最優秀賞受賞作品です。 <裏表紙のポスター> 「2025 年度おおさか環境デジタルメディア学生コンテスト」優秀賞受賞作品です。 コンテストは豊かな環境づくり大阪府民会議が実施するもので、気候危機など様々な環境問題への理解と行動を促すため、公共施設のデジタルサイネー	◆ライフサイクルコスト（トータルコスト）を勘案した設備更新 （略） 省エネルギーの取組みには費用が必要ですが、 （略） [裏表紙] （裏表紙なし）

新	旧
ジ、web サイト等で活用できる環境に関するデジタルポスターを公募し、次世代を担う若者（学生等）の独創性のある優秀な作品を、府域の様々な場所における環境啓発に広く活用しています。 2026 年 3 月作成 大阪府　環境農林水産部　脱炭素・エネルギー政策課	